

平成29年4月28日

**公益社団法人 大阪府柔道整復師会
療養費適正化理念に係る進捗状況について**

療養費適正化特別対策班

理念1 大阪府柔道整復師会会員は、柔道整復業にあたって営利を目的としない。

状況：療養費請求額の上位4%の施術所の中から申請内容を精査し、抽出された重点確認施術所について、その申請内容の確認作業を実施しています。

報告：①対象会員に対して、平成28年10月に適正化説明会を行いました。その結果、対象会員の理解もあり、濃厚施術・多部位施術の改善が見られました。

②新たに対象会員となった10名に対しては、平成29年4月に2回にわたって適正化説明会を行いました。

理念2 負傷の徴候の認められない患者への医科受診指導を促進する。

状況：健康被害を無くすための医科受診指導を促進するという理念のもと、平成28年11月より、合計件数、比率と共に「転医件数」も公開することとしました。また、協力指導病院の了承のもと、医師への「診察依頼書」の様式を作成し、本会HPに掲載しました。

報告：①平成28年3月から10月までの施術分の初検料のみの申請書件数は608件で、全体の0.05%でした。

②平成28年11月から平成29年1月までの申請書件数は816件で、全体の0.20%でした。

③2月施術分の申請書件数は260件で全体の0.21%、3月施術分の申請書件数は260件で全体の0.21%でした。

理念3 療養費の不正請求排除に向け、療養費適正化特別対策班を設置する。

状況：平成28年7月、「療養費適正化特別対策班規程」を策定し、構成員を委嘱するとともに、療養費の適正化に向け会員への指導、改善に努めています。

報告：①平成28年8月から平成29年1月までに相談窓口へ寄せさせた情報は16件ありましたが、全て匿名であり確証は得ることができませんでした。

②平成29年2月から3月までに相談窓口へ寄せさせた情報は2件でした。その後の調査において、1件は本会以外の情報であり、また1件は匿名であったため確証を得ることはできませんでした。

理念4 違法広告に関する指導を強化し、監督官庁への通報制度を設ける。

状況：自主改善を求める通知を平成28年8月に再度行うとともに、改善された広告例を当会ホームページに公表できるよう準備中です。

報告：①平成28年8月から11月までに相談窓口へ寄せられた違法広告に関する情報等については、当会の意見を付し、大阪府の保健医療企画課に32件の情報提供を行いました。

②平成28年12月から平成29年3月までに相談窓口へ寄せさせた違法広告に関する24件の情報等についても、同様に保険医療企画課に情報提供しました。また、平成28年11月に保険医療企画課へ情報提供した違法広告が未だ改善されていないため、再度、改善指導の依頼をしました。

理念5 往療料の適正な算定基準について会員に指導する。

状況：本会会員に対し、理念4と合わせて適正な往療料の支給要件について指導しています。

報告：保険者からの情報提供に基づき、対象会員へは、長期にわたる往療料の算定における個別説明を行い改善されたことを確認しました。また、対象会員については継続して支給申請書の算定内容を確認しています。

その他

①平成28年8月から平成29年3月までに、理念全体に関する研修会を延べ28回開催し、695人が参加しました。

②平成29年2月から3月までに府内3ブロック（全18ブロック）で本会会員に対し、理念全般に関する研修会を開催しました。

③適正化理念及び受領委任の取り扱いに関する会員からの問い合わせは平成28年8月から平成29年3月までの間に延べ2,517件ありました。